

## 土偶の愛称が

# 『姥ヶ沢ビーナス』に決定

中野市立博物館では、姥ヶ沢遺跡（大俣）から出土した土偶の愛称を、今年1月から3月にかけて募集しました。県内外から742件の応募をいただき、土偶に対する関心の高さがうかがえます。

土偶の愛称は、8月に開催された中野市立博物館協議会（会長小林達雄・國學院大學名誉教授）で審議され、応募数の最も多かった「姥ヶ沢のビーナス」（242件）と、名称の趣旨が同じである「姥ヶ沢ビーナス」（6件）を参考に、土偶の愛称として出土地を明確に表した「姥ヶ

沢ビーナス」がふさわしいと決定しました。姥ヶ沢遺跡で発見された土偶は、それまで自立させることができなかった土偶が自立できるように造形される段階のものと考えられ、ほぼ完全な形に復元されていることから、学術的に貴重な資料です。

昨年は、イギリスの大英博物館で開催された土偶展に出品されるなど、世界的にも注目されています。

問い合わせ先  
市立博物館 ☎(22)2005

問い合わせ先  
市立博物館 ☎(22)2005



▲愛称が「姥ヶ沢ビーナス」に決定

## 旧中野高等学校跡地利活用などについて

# 住民懇談会を開催します

市が抱えている諸問題に関する状況報告や市の考え方を直接市民の皆さんにお伝えし、ご意見を伺うため、左表のとおり、住民懇談会を開催します。大勢の皆さんのお越しをお待ちしています。

◎旧中野高校跡地利活用  
◎財政状況  
◎後期基本計画の策定  
※終了後お帰りの際も、送迎バスをご利用いただけます。  
問い合わせ先  
市役所政策情報課政策推進係  
☎(22)2111（内線216）

開催日時	会場	対象地域 (中学校区)	送迎バス出発場所 (出発時間)
10月19日(火) 午後7時～9時	北部公民館 会議室	高社	J A 倭支所(6時) J A 長丘支所(6時20分) J A 平岡支所(6時35分) J A 科野支所(6時45分) →北部公民館(6時50分)
10月20日(水) 午後7時～9時	豊田支所 大会議室	豊田	上今井公民館(6時40分) →豊田支所(6時50分) 永田サ-ビスステ-ション(6時40分) →豊田支所(6時50分)
10月21日(木) 午後7時～9時	西部公民館 講堂	中野平	J A 平野支所(6時30分) J A 高丘支所(6時40分) →西部公民館(6時50分)
10月25日(月) 午後7時～9時	市民会館 41号 会議室	南宮	J A 日野支所(6時25分) J A 延徳支所(6時40分) →市民会館(6時50分)

※対象地域以外の会場も自由にご参加いただけます。

# ポイ捨て防止看板の図案が決定



【小学生の部 最優秀賞】  
科野小(4年) 池田章太郎さん



【中学生の部 最優秀賞】  
中野平中(3年) 網嶋映希さん

市では、道路への空き缶などの「ポイ捨て」を未然に防ぐため、啓発看板を設置しています。

市内の小・中学生から看板の図案を募集したところ、153点の応募があり、選考の結果、最優秀作品などを決定しました。

小学生の部・中学生の部それぞれの最優秀作品は、国道292号長丘バイパスに設置する看板の図案として採用します。また、優秀賞、金賞の作品は、市役所環境課が発行する冊子などで使用します。

問い合わせ先  
市役所環境課衛生係  
☎(22)2111（内線245）



【小学生の部 優秀賞】  
平岡小(5年) 小林茉奈佳さん

【中学生の部 優秀賞】  
中野平中(3年) 赤松穂江さん



【小学生の部 金賞】  
平岡小(6年) 土屋七彩さん

【中学生の部 金賞】  
中野平中(2年) 丸山雄己さん

## エルタックス 電子申告

エルタックス (eLTAX) とは  
地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。主に、個人住民税関係、法人市民税関係、固定資産税関係などの手続きがご利用いただけます。

# サービスが一時停止します

エルタックス（インターネットを利用した地方税の電子申告システム）のサービスが、システム機器などの全面入れ替えに伴い、一時停止されます。  
ご利用の皆さんには、大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力よろしく願います。  
サービス停止期間  
11月18日(木)～25日(木)  
停止するサービス エルタックスに関する全サービス(利用届け出、電子申告、電子納

税、電子申請・届け出)その他 11月26日(金)は、通常どおり午前8時30分からご利用いただけます。なお、11月26日(金)以降、利用時間が1時間延長され、8時30分から午後9時までとなります。詳しくは、エルタックスホームページをご覧ください。  
ホームページアドレス  
<http://www.eltax.jp/>  
問い合わせ先  
市役所税務課課税係  
☎(22)2111（内線225）

# 「個人住民税の特別徴収」導入にご協力ください

個人住民税の特別徴収は、給与支払者（給与などを支払う会社や個人）が、給与所得者（従業員）に毎月支払う給与から個人住民税を引き落とし、従業員に代わって市へ納入していただく制度です。  
地方税法、市税条例では、所得税法に基づき、給与支払者は原則として、従業員数にかかわらず個人住民税を特別

徴収しなければならぬこととされています。また、特別徴収を導入していない給与支払者は、導入にご協力をお願いします。  
特別徴収制度のメリット  
①従業員の方にとって、個々に税金を納める手間が省けるとともに納め忘れがなくなります。  
②納期が毎月、6月から翌年

5月までの12期分割であるため、1期当たりの税負担が少なくなります。  
③税額計算は市が行い、通知するため、所得税のように給与支払者が税額を計算する必要はありません。  
問い合わせ先  
市役所税務課課税係  
☎(22)2111（内線225）